

14 基地問題に関する要請一覧 (平成30年1月～令和5年12月)

要請年月日	要請内容
平成30年(2018年)	
1. 9	沖繩防衛局長、外務省特命全権大使(沖縄担当)及び第3海兵遠征軍司令官に対し、平成30年1月6日に伊計島で発生した米軍UH-1ヘリコプターの不時着及び同月8日に読谷村で発生したAH-1ヘリコプターの不時着を受け、原因究明がされるまで同機種の飛行中止、事故原因の徹底した究明と速やかな公表及び実効性のある再発防止措置の実施等を要請。
1. 10	内閣総理大臣、内閣官房長官、防衛大臣及び外務大臣に対し、平成30年1月6日に伊計島で発生した米軍UH-1ヘリコプターの不時着及び同月8日に読谷村で発生したAH-1ヘリコプターの不時着を受け、原因究明がされるまで同機種の飛行中止、事故原因の徹底した究明と速やかな公表及び実効性のある再発防止措置の実施等を要請。
1. 19	沖縄県軍用地転用促進・基地問題協議会は、在日米軍沖縄地域調整官及び在沖米国総領事に対し、基地から派生する諸問題の解決促進に加え、相次ぐ米軍機の事故を受け、①全航空機の緊急総点検とその間の飛行中止の確実な実施、②事故原因の徹底的な究明及びその速やかな公表、③実効性のある再発防止措置等の実施、④学校、病院等の上空を飛ばないなどの進入及び出発経路を含む場周経路の徹底、⑤普天間飛行場の5年以内運用停止の早急な実現、⑥普天間飛行場所属航空機の県外、国外への長期にわたるローテーション配備の実施、⑦米軍機による事故等の対策を協議するための政府、米軍及び沖縄県で構成される新たな協議会の設置を要請。
1. 24	沖縄県軍用地転用促進・基地問題協議会は、内閣総理大臣、内閣官房長官、外務大臣、防衛大臣、内閣府特命担当大臣(沖縄担当)、駐日米国大使、在日米軍司令官、自民党幹事長、公明党総裁に対し、基地から派生する諸問題の解決促進に加え、相次ぐ米軍機の事故を受け、①全航空機の緊急総点検とその間の飛行中止の確実な実施、②事故原因の徹底的な究明及びその速やかな公表、③実効性のある再発防止措置等の実施、④学校、病院等の上空を飛ばないなどの進入及び出発経路を含む場周経路の徹底、⑤普天間飛行場の5年以内運用停止の早急な実現、⑥普天間飛行場所属航空機の県外、国外への長期にわたるローテーション配備の実施、⑦米軍機による事故等の対策を協議するための政府、米軍及び沖縄県で構成される新たな協議会の設置を要請。
2. 13	沖縄防衛局長、外務省特命全権大使(沖縄担当)に対し、平成30年2月9日に普天間飛行場所属のMV-22オスプレイから部品が落下し、伊計島の西海岸に漂着したことを受け、原因究明がされるまで同機種の飛行中止、事故原因の徹底した究明と速やかな公表、実効性のある再発防止措置の実施に加え、米軍から部品落下の報告が速やかに行われなかった経緯を検証し、公表すること等を要請。
3. 5	第3海兵遠征軍司令官に対し、平成30年2月9日に普天間飛行場所属のMV-22オスプレイから部品が落下し、伊計島の西海岸に漂着したことを受け、原因究明がされるまで同機種の飛行中止、事故原因の徹底した究明と速やかな公表、実効性のある再発防止措置の実施に加え、部品落下の報告が速やかに行われなかった経緯を検証し、公表すること等を要請。
3. 8	沖縄防衛局長、外務省特命全権大使(沖縄担当)に対し、平成30年2月27日に発生した嘉手納飛行場所属のF-15の部品が落下する事故を受け、原因究明がされるまで同機種の飛行中止、事故原因の徹底的な究明と速やかな公表、実効性のある再発防止の実施を米軍に働きかけることを要請。
3. 16	第18航空団司令官に対し、平成30年2月27日に発生した嘉手納飛行場所属のF-15の部品が落下する事故を受け、原因究明がされるまで同機種の飛行中止、事故原因の徹底的な究明と速やかな公表、実効性のある再発防止の実施を要請。
6. 12	沖縄防衛局長、外務省特命全権大使(沖縄担当)に対し、平成30年6月11日に発生した米空軍のF-15戦闘機1機が沖縄本島南部の洋上に墜落する事故を受け、米軍の航空機整備、安全管理体制の抜本的な見直しを図るとともに、原因究明がされるまで同機種の飛行中止、事故原因の徹底的な究明と速やかな公表、実効性のある再発防止の実施を米軍に働きかけることを要請。
6. 22	第18航空団司令官に対し、平成30年6月11日に発生した米空軍のF-15戦闘機1機が沖縄本島南部の洋上に墜落する事故を受け、米軍の航空機整備、安全管理体制の抜本的な見直しを図るとともに、原因究明がされるまで同機種の飛行中止、事故原因の徹底的な究明と速やかな公表、実効性のある再発防止の実施を要請。
7. 18	南西航空方面隊司令官に対し、平成30年7月18日に発生した、那覇空港における航空自衛隊E-2C早期警戒機の滑走路上で停止により、約1時間40分にわたり同空港滑走路が閉鎖されたことを受け、事故原因の究明及び今後の安全管理の徹底等、実効性のある再発防止策を早急に講じるよう要請。
11. 16	沖縄防衛局長、外務省特命全権大使(沖縄担当)に対し、平成30年11月12日に発生した、米海軍のF/A-18戦闘攻撃機1機の沖縄本島東南東の海上に墜落した事故を受け、事故原因の究明、再発防止措置を含む一層の安全管理の徹底等を要請。
12. 13	在日米海軍司令官に対し、平成30年11月12日に発生した、米海軍のF/A-18戦闘攻撃機1機の沖縄本島東南東の海上に墜落した事故を受け、事故原因の究明、再発防止措置を含む一層の安全管理の徹底等を要請。
平成31(令和元)年(2019年)	
2. 7	沖縄県軍用地転用促進・基地問題協議会は、内閣総理大臣、内閣官房長官、外務大臣、防衛大臣、内閣府特命担当大臣(沖縄担当)、駐日米国大使、在日米軍司令官、自民党幹事長、公明党代表に対し、基地から派生する諸問題の解決促進を要請。
2. 12	沖縄県軍用地転用促進・基地問題協議会は、在日米軍沖縄地域調整官及び在沖米国総領事に対し、基地から派生する諸問題の解決促進を要請。
2. 12	沖縄防衛局長、外務省特命全権大使(沖縄担当)に対し、U-2偵察機やCV-22オスプレイなど、嘉手納飛行場への相次ぐ外来機の飛来を受け、外来機の飛来制限など、地元が負担軽減を実感できる取組を行うこと等を要請。
2. 12	沖縄防衛局長、外務省特命全権大使(沖縄担当)に対し、平成31年1月23日に嘉手納飛行場において米軍によるパラシュート降下訓練が実施されたことを受け、強く抗議するとともに、同飛行場においてパラシュート降下訓練を実施しないことを米軍へ申し入れるよう要請。

2. 14 在沖米国総領事及び第 18 航空団司令官に対し、平成 31 年 1 月 23 日に嘉手納飛行場において米軍によるパラシュート降下訓練が実施されたことを受け、強く抗議するとともに、同飛行場においてパラシュート降下訓練を実施しないことを要請。
2. 27 沖縄防衛局長、外務省特命全権大使（沖縄担当）に対し、平成 31 年 2 月 21 日に嘉手納飛行場において米軍によるパラシュート降下訓練が実施されたことを受け、強く抗議するとともに、同飛行場においてパラシュート降下訓練を実施しないことを米軍へ申し入れるよう要請。
3. 12 在沖米国総領事及び第 18 航空団司令官に対し、平成 31 年 2 月 21 日に嘉手納飛行場において米軍によるパラシュート降下訓練が実施されたことを受け、強く抗議するとともに、同飛行場においてパラシュート降下訓練を実施しないことを要請。
4. 15 沖縄防衛局長、外務省特命全権大使（沖縄担当）、在日米軍沖縄地域調整官及び在沖米国総領事に対し、平成 31 年 4 月 13 日に発生した、在沖第三海兵師団所属の米海軍兵が日本人女性を殺害後、自殺したとみられる事件を受け、強く抗議するとともに、米軍及び日米両政府の責任において、実効性のある抜本的な対策を講ずるよう要請。
4. 17 内閣総理大臣、外務大臣、防衛大臣に対し、平成 31 年 4 月 13 日に発生した、在沖第三海兵師団所属の米海軍兵が日本人女性を殺害後、自殺したとみられる事件を受け、強く抗議するとともに、米軍及び日米両政府の責任において、実効性のある抜本的な対策を講ずるよう要請。
5. 23 沖縄防衛局長、外務省特命全権大使（沖縄担当）に対し、令和元年 5 月 21 日に嘉手納飛行場において米軍によるパラシュート降下訓練が実施されたことを受け、強く抗議するとともに、同飛行場においてパラシュート降下訓練を実施しないことを米軍へ申し入れるよう要請。
5. 24 在沖米国総領事及び第 18 航空団司令官に対し、令和元年 5 月 21 日に嘉手納飛行場において米軍によるパラシュート降下訓練が実施されたことを受け、強く抗議するとともに、同飛行場においてパラシュート降下訓練を実施しないことを要請。
6. 7 沖縄防衛局長、外務省特命全権大使（沖縄担当）、第 3 海兵遠征司令官及び在沖米国総領事に対し、令和元年 6 月 4 日に発生した、CH-53E からブロードテープが浦西中学校のテニスコートに落下する事故を受け、強く抗議するとともに、全航空機の緊急点検の実施とその間の米軍機の飛行中止を求めるとともに、航空機整備、安全管理体制の抜本的な見直し等を要請。
6. 12 防衛大臣に対し、令和元年 6 月 4 日に発生した、CH-53E からブロードテープが浦西中学校のテニスコートに落下する事故を受け、強く抗議するとともに、全航空機の緊急点検の実施とその間の米軍機の飛行中止を求めるとともに、航空機整備、安全管理体制の抜本的な見直し等を要請。
6. 13 内閣官房長官（沖縄基地負担軽減担当）及び外務大臣に対し、令和元年 6 月 4 日に発生した、CH-53E からブロードテープが浦西中学校のテニスコートに落下する事故を受け、強く抗議するとともに、全航空機の緊急点検の実施とその間の米軍機の飛行中止を求めるとともに、航空機整備、安全管理体制の抜本的な見直し等を要請。
8. 30 沖縄防衛局長、外務省特命全権大使（沖縄担当）に対し、令和元年 8 月 27 日に発生した、普天間飛行場所属の CH-53 ヘリコプターの窓が沖縄県東海岸沖に落下する事故を受け、強く抗議するとともに、同型機の運用を 1 週間停止し、その間に徹底した原因究明と詳細な説明及び実効性のある再発防止策を講じるとともに、安全管理の徹底等に万全を期すことを米軍に働きかけ、併せて、事故発生時の連絡通報体制の検証、改善を早急に行うこと等を要請。
9. 3 外務大臣及び防衛大臣に対し、令和元年 8 月 27 日に発生した、普天間飛行場所属の CH-53 ヘリコプターの窓が沖縄県東海岸沖に落下する事故を受け、強く抗議するとともに、同型機の運用を 1 週間停止し、その間に徹底した原因究明と詳細な説明及び実効性のある再発防止策を講じるとともに、安全管理の徹底等に万全を期すことを米軍に働きかけ、併せて、事故発生時の連絡通報体制の検証、改善を早急に行うこと等を要請。
9. 4 第 3 海兵遠征軍司令官に対し、令和元年 8 月 27 日に発生した、普天間飛行場所属の CH-53 ヘリコプターの窓が沖縄県東海岸沖に落下する事故を受け、強く抗議するとともに、同型機の運用を 1 週間停止し、その間に徹底した原因究明と詳細な説明及び実効性のある再発防止策を講じるとともに、安全管理の徹底等に万全を期すこと、併せて、事故発生時の連絡通報体制の検証、改善を早急に行うこと等を要請。
9. 11 在沖米国総領事に対し、令和元年 8 月 27 日に発生した、普天間飛行場所属の CH-53 ヘリコプターの窓が沖縄県東海岸沖に落下する事故を受け、強く抗議するとともに、同型機の運用を 1 週間停止し、その間に徹底した原因究明と詳細な説明及び実効性のある再発防止策を講じるとともに、安全管理の徹底等に万全を期すこと、併せて、事故発生時の連絡通報体制の検証、改善を早急に行うこと等を要請。
10. 30 沖縄防衛局長、外務省特命全権大使（沖縄担当）に対し、令和元年 10 月 18 日に発生した、第 353 特殊作戦群所属の MC-130J 特殊作戦機の部品が落下する事故を受け、事故の発生及び事故の詳細について通報が遅れたことに強く抗議するとともに、徹底した原因究明及び実効性のある再発防止策を講じること等を米軍に働きかけること等を要請。
10. 30 沖縄防衛局長、外務省特命全権大使（沖縄担当）に対し、令和元年 10 月 23 日に那覇市において米国艦船揚陸艦ボクサー所属の海兵隊員が暴行で逮捕される事件、同月 27 日に恩納村においてハワイ州海軍所属の海軍兵 4 名が住居侵入及び公務執行妨害で逮捕される事件を受け、本国から一時的に派遣される米軍等についても安全対策、綱紀粛正及び教育の徹底について米側に強く働きかけるよう求めるとともに、公務外の事件について、その防止を図ることを目的とする米軍人・軍属等による事件・事故防止のための協力ワーキングチーム（CWT）を速やかに開催すること等を要請。
11. 5 在沖米国総領事に対し、令和元年 10 月 18 日に発生した、第 353 特殊作戦群所属の MC-130J 特殊作戦機の部品が落下する事故を受け、事故の発生及び事故の詳細について通報が遅れたことに強く抗議するとともに、徹底した原因究明及び実効性のある再発防止策を講じること等を要請。
11. 5 在沖米国総領事に対し、令和元年 10 月 23 日に那覇市において米国艦船揚陸艦ボクサー所属の海兵隊員が暴行で逮捕される事件、同月 27 日に恩納村においてハワイ州海軍所属の海軍兵 4 名が住居侵入及び公務執行妨害で逮捕される事件を受け、本国から一時的に派遣される米軍等についても安全対策、綱紀粛正及び教育の徹底について米側に強く働きかけるよう求めるとともに、公務外の事件について、その防止を図ることを目的とする米軍人・軍属等に

- よる事件・事故防止のための協力ワーキングチーム（CWT）を速やかに開催すること等を要請。
11. 5 在沖米国総領事に対し、令和元年10月29日に嘉手納飛行場において米軍によるパラシュート降下訓練が実施されたことを受け、強く抗議するとともに、同飛行場においてパラシュート降下訓練を実施しないことを要請。
11. 20 第18航空団司令官に対し、令和元年10月29日に嘉手納飛行場において米軍によるパラシュート降下訓練が実施されたことを受け、強く抗議するとともに、同飛行場においてパラシュート降下訓練を実施しないことを要請。
11. 20 第353特殊作戦群司令官に対し、令和元年10月18日に発生した、第353特殊作戦群所属のMC-130J特殊作戦機の部品が落下する事故を受け、事故の発生及び事故の詳細について通報が遅れたことに強く抗議するとともに、徹底した原因究明及び実効性のある再発防止策を講じること等を要請。
11. 20 在沖米海軍艦隊活動司令部司令官に対し、令和元年10月23日に那覇市において米艦船揚陸艦ボクサー所属の海兵隊員が暴行で逮捕される事件、同月27日に恩納村においてハワイ州海軍所属の海軍兵4名が住居侵入及び公務執行妨害で逮捕される事件を受け、本国から一時的に派遣される米軍等についても安全対策、綱紀粛正及び教育の徹底を講じるよう要請。
11. 22 沖縄県軍用地転用促進・基地問題協議会は、内閣総理大臣、内閣官房長官、外務大臣、防衛大臣、内閣府特命担当大臣（沖縄担当）、駐日米国大使（駐日米国臨時代理大使）、在日米軍司令官、自民党幹事長、公明党代表に対し、基地から派生する諸問題の解決促進を要請するとともに、平成31年4月に発生した在沖米海兵隊所属海軍兵による殺人事件について、事件の再発を防止するため、人権教育・安全管理の強化等、より一層の綱紀粛正措置を講ずること、被害者遺族への心情に配慮した上で、補償を適切に行うことを要請。
11. 25 沖縄県軍用地転用促進・基地問題協議会は、在日米軍沖縄地域調整官及び在沖米国総領事に対し、基地から派生する諸問題の解決促進を要請するとともに、平成31年4月に発生した在沖米海兵隊所属海軍兵による殺人事件について、事件の再発を防止するため、人権教育・安全管理の強化等、より一層の綱紀粛正措置を講ずること、被害者遺族への心情に配慮した上で、補償を適切に行うことを要請。
12. 10 沖縄防衛局長、外務省特命全権大使（沖縄担当）に対し、令和元年12月5日に発生した、キャンプ・ハンセンから隣接する金武町伊芸区の農地等に米軍の照明弾が3個落下する事故を受け、事故原因の究明及び実効性のある再発防止策を講じ、その公表を行うとともに、キャンプ・ハンセンにおける周辺地域に影響を及ぼす可能性のある訓練の中止を米軍に働きかけるよう要請。
12. 11 第3海兵遠征軍司令官に対し、令和元年12月5日に発生した、キャンプ・ハンセンから隣接する金武町伊芸区の農地等に米軍の照明弾が3個落下する事故を受け、事故原因の究明及び実効性のある再発防止策を講じ、その公表を行うとともに、キャンプ・ハンセンにおける周辺地域に影響を及ぼす可能性のある訓練の中止を要請。
12. 20 在沖米国総領事に対し、令和元年12月5日に発生した、キャンプ・ハンセンから隣接する金武町伊芸区の農地等に米軍の照明弾が3個落下する事故を受け、事故原因の究明及び実効性のある再発防止策を講じ、その公表を行うとともに、キャンプ・ハンセンにおける周辺地域に影響を及ぼす可能性のある訓練の中止を米軍に申し入れるよう要請。

令和2年（2020年）

1. 28 沖縄防衛局長、外務省特命全権大使（沖縄担当）に対し、令和2年1月25日に発生した、米海軍艦艇ブルーリッジ所属のMH-60ヘリコプターが沖縄本島東の約180kmの公海上に不時着水したことを受け、徹底した原因究明と詳細な説明及び実効性のある再発防止策を講じるとともに、安全管理の徹底等に万全を期すこと、また安全が確認されるまでの間、県内における同型機の運用を停止することを米軍に対し働きかけるよう要請。
2. 17 沖縄防衛局長、外務省特命全権大使（沖縄担当）に対し、令和2年2月12日に発生した、米海軍F/A-18戦闘攻撃機の給油カバーが落下する事故を受け、徹底した原因究明、落下場所などの事故の状況について説明を求めるとともに、実効性のある再発防止策と今後の安全管理の徹底について万全を期すこと及び事故発生時の迅速な通報を米軍に対して働きかけるよう要請。
2. 21 在日米海軍司令官に対し、令和2年1月25日に発生した、米海軍艦艇ブルーリッジ所属のMH-60ヘリコプターが沖縄本島東の約180kmの公海上に不時着水したことを受け、徹底した原因究明と詳細な説明及び実効性のある再発防止策を講じるとともに、安全管理の徹底等に万全を期すこと、また安全が確認されるまでの間、県内における同型機の運用を停止することを要請。
2. 25 在日米海軍司令官に対し、令和2年2月12日に発生した、米海軍F/A-18戦闘攻撃機の給油カバーが落下する事故を受け、徹底した原因究明、落下場所などの事故の状況について説明を求めるとともに、実効性のある再発防止策と今後の安全管理の徹底について万全を期すこと及び事故発生時の迅速な通報を要請。
3. 2 沖縄防衛局長、外務省特命全権大使（沖縄担当）に対し、令和2年2月25日に発生した、第1海兵航空団のCH-53ヘリコプターが、トリイ通信施設の西側約1,300メートルの海上に意図的に投下した事故を受け、事故発生及び吊り下げ輸送の再開に強く抗議するとともに、徹底した原因の究明を行い、実効性のある再発防止策と安全管理の徹底に万全を期すことに加え、今後読谷村における吊り下げ訓練等の行為の中止を米軍に対して働きかけるよう要請。
3. 3 第3海兵遠征軍司令官及び在沖米国総領事に対し、令和2年2月25日に発生した、第1海兵航空団のCH-53ヘリコプターが、トリイ通信施設の西側約1,300メートルの海上に意図的に投下した事故を受け、事故発生及び吊り下げ輸送の再開に強く抗議するとともに、徹底した原因の究明を行い、実効性のある再発防止策と安全管理の徹底に万全を期すことに加え、今後読谷村における吊り下げ訓練等の行為の中止を要請。
4. 14 沖縄防衛局長、外務省特命全権大使（沖縄担当）に対し、令和2年4月10日、普天間飛行場において、格納庫の消火システムが作動し、PFOSを含む泡消火剤が基地外へ流出する事故が発生したことを受け、日米両政府の責任において、①漏出現場、漏出先河川・海域等における環境調査と必要な措置の実施及び結果の公表、②基地外における原因物質を速やかに回収し、住民の安全を確保するとともに、汚染事故発生時の除去体制を構築することを要請するとともに、米軍に対し、①県が求める環境補足協定に基づく基地内への速やかな立ち入り調査の実現、②事故原因の究明と詳細な説明及び公表、③早期のPFOS等を含まない泡消火剤への切り替え、④実効性ある再発防止策の徹底を強く働きかけるよう要請。

4. 17 第3海兵遠征軍司令官及び在沖米国総領事に対し、令和2年4月10日、普天間飛行場において、格納庫の消火システムが作動し、PFOSを含む泡消火剤が基地外へ流出する事故が発生したことを受け、①県が求める環境補足協定に基づく基地内への速やかな立ち入り調査の実現、②基地外における原因物質を速やかに回収し、住民の安全を確保するとともに、汚染事故発生時の除去体制を構築すること、③漏出現場、漏出先河川・海域等における環境調査と必要な措置の実施及び結果の公表、④事故原因の究明と詳細な説明及び公表、⑤早期のPFOS等を含まない泡消火剤への切り替え、⑥実効性ある再発防止策の徹底を要請。
6. 4 沖縄防衛局長、外務省特命全権大使（沖縄担当）に対し、令和2年5月12日に発生した、北谷町の両替店における米陸軍及び米空軍軍属による建造物侵入・強盗事件を受け、①綱紀粛正及び教育の徹底をはじめとする実効性のある再発防止策を講じるとともに、その内容を県民に公表するよう米軍に求めること、②被害者への謝罪とともに、適切な補償に万全を期すよう米軍に求めること、③合衆国の軍当局は、日本国の当局から起訴前の被疑者の拘禁移転要請がある場合は、速やかにこれに応ずる旨を明記するなど、日米地位協定の抜本的な見直しを行うこと、④平成29年4月の第25回以降開催されていない「米軍人・軍属等による事件・事故防止のための協力ワーキングチーム（CWT）」を速やかに開催することを要請。
6. 12 在沖米国総領事に対し、令和2年5月12日に発生した、北谷町の両替店における米陸軍及び米空軍軍属による建造物侵入・強盗事件を受け、①綱紀粛正及び教育の徹底をはじめとする実効性のある再発防止策を講じるとともに、その内容を県民に公表するよう米軍に求めること、②被害者への謝罪とともに、適切な補償に万全を期すよう米軍に求めること、③合衆国の軍当局は、日本国の当局から起訴前の被疑者の拘禁移転要請がある場合は、速やかにこれに応ずる旨を明記するなど、日米地位協定の抜本的な見直しを行うこと、④平成29年4月の第25回以降開催されていない「米軍人・軍属等による事件・事故防止のための協力ワーキングチーム（CWT）」を速やかに開催することを要請。
6. 12 第10地域支援軍司令官及び第18航空団司令官に対し、令和2年5月12日に発生した、北谷町の両替店における米陸軍及び米空軍軍属による建造物侵入・強盗事件を受け、①綱紀粛正及び教育の徹底をはじめとする実効性のある再発防止策を講じるとともに、その内容を県民に公表するよう米軍に求めること、②被害者への謝罪とともに、適切な補償に万全を期すよう米軍に求めること、③平成29年4月の第25回以降開催されていない「米軍人・軍属等による事件・事故防止のための協力ワーキングチーム（CWT）」を速やかに開催することを要請。
7. 15 沖縄県軍用地転用促進・基地問題協議会は、内閣官房長官、外務大臣、防衛大臣、厚生労働大臣、駐日米国大使に対し、海兵隊普天間飛行場、キャンプ・ハンセン等における新型コロナウイルスの感染が爆発的な広がりを受け、米本国等からの沖縄への異動を中止することや、中止するまでの間は、入国する全ての米軍人等に対し、PCR検査を実施するなど、日本政府の対策と同様な水際対策を徹底すること等を米軍に実施させること等を要請。
7. 17 沖縄防衛局長、外務省特命全権大使（沖縄担当）に対し、令和2年7月9日に嘉手納飛行場において米軍によるパラシュート降下訓練が実施されたことを受け、強く抗議するとともに、同飛行場においてパラシュート降下訓練を実施しないことを米軍へ申し入れるよう要請。
8. 5 在沖米国総領事及び第18航空団司令官に対し、令和2年7月9日に嘉手納飛行場において米軍によるパラシュート降下訓練が実施されたことを受け、強く抗議するとともに、同飛行場においてパラシュート降下訓練を実施しないことを要請。
8. 7 沖縄防衛局長、外務省特命全権大使（沖縄担当）、第18航空団司令官及び在沖米国総領事に対し、令和2年8月4日に沖縄県周辺において、米軍のF-15戦闘機から部品が落下する事故を受け、①原因究明がなされるまで、同機種の飛行を中止すること、②事故原因の徹底した究明と速やかな公表を行うこと、③実効性のある再発防止策と今後の安全管理の徹底について万全を期すこと、④事故発生時に迅速な通報を行うことを要請。
11. 10 沖縄防衛局長、外務省特命全権大使（沖縄担当）及び在沖米国総領事に対し、令和2年11月8日に在沖米海兵隊員がうるま市において強盗事件の容疑で逮捕されたことを受け、①より一層の綱紀粛正及び教育の徹底をはじめとする実効性のある再発防止策を早急に講じるとともに、その内容を県民に公表するよう米軍に強く求めること、②被害者への謝罪とともに、適切な補償に万全を期すよう米軍に求めること、③平成29年4月以降開催されていない「米軍人・軍属等による事件・事故防止のための協力ワーキングチーム（CWT）」の速やかな開催に協力することを要請。
11. 10 第3海兵遠征軍司令官及び在沖米国総領事に対し、令和2年11月8日に在沖米海兵隊員がうるま市において強盗事件の容疑で逮捕されたことを受け、①より一層の綱紀粛正及び教育の徹底をはじめとする実効性のある再発防止策を早急に講じるとともに、その内容を県民に公表すること、②被害者への謝罪とともに、適切な補償に万全を期すこと、③平成29年4月以降開催されていない「米軍人・軍属等による事件・事故防止のための協力ワーキングチーム（CWT）」の速やかな開催に協力することを要請。
11. 13 沖縄県軍用地転用促進・基地問題協議会は、内閣総理大臣、内閣官房長官、外務大臣、防衛大臣、内閣府特命担当大臣（沖縄担当）、駐日米国大使（駐日米国臨時代理大使）、在日米軍司令官、自民党幹事長、公明党代表に対し、基地から派生する諸問題の解決促進を要請するとともに、在日米軍駐留経費負担に関する特別協定の改定について要請。
11. 17 沖縄県軍用地転用促進・基地問題協議会は在日米軍沖縄地域調整官、在沖米国総領事に対し、基地から派生する諸問題の解決促進を要請。

令和3年（2021年）

1. 20 沖縄防衛局長、外務省特命全権大使（沖縄担当）に対し、令和2年12月28日に座間味村周辺において、米空軍第353特殊作戦群所属のMC-130J特殊作戦機2機が、29日に同作戦機4機が、また、令和3年1月6日にも、座間味村及び渡嘉敷村周辺において、同作戦機5機が低空飛行を行ったことを受け、①提供施設・区域外における訓練を実施しないよう米軍に働きかけること、②平成11年1月14日に公表された日米合同委員会合意に規定された国際民間航空機関（ICAO）や日本の航空法における最低高度基準を遵守し、県民に不安を与えるような低空飛行を行わないよう米軍に働きかけること、③今回の米軍航空機の飛行高度について、詳細を分析の上、最低高度基準に抵触するか否かを明らかにすること、④米軍の演習・訓練等の諸活動の実施については、提供施設・区域内において行

- うことや航空法等の国内法を適用する旨を明記するなど、日米地位協定の抜本的な見直しを行うことを要請。
1. 28 在沖米国総領事に対し、令和2年12月28日に座間味村周辺において、米空軍第353特殊作戦群所属のMC-130J特殊作戦機2機が、29日に同作戦機4機が、また、令和3年1月6日にも、座間味村及び渡嘉敷村周辺において、同作戦機5機が低空飛行を行ったことを受け、①提供施設・区域外における訓練を実施しないよう米軍に働きかけること、②平成11年1月14日に公表された日米合同委員会合意に規定された国際民間航空機関（ICAO）や日本の航空法における最低高度基準を遵守し、県民に不安を与えるような低空飛行を行わないよう米軍に働きかけること、③今回の米軍航空機の飛行高度について、詳細を分析の上、最低高度基準に抵触するか否かを明らかにすること、④米軍の演習・訓練等の諸活動の実施については、提供施設・区域内において行うことや航空法等の国内法を適用する旨を明記するなど、日米地位協定の抜本的な見直しを行うことを要請。
 2. 3 米空軍第353特殊作戦群司令官に対し、令和2年12月28日に座間味村周辺において、米空軍第353特殊作戦群所属のMC-130J特殊作戦機2機が、29日に同作戦機4機が、また、令和3年1月6日にも、座間味村及び渡嘉敷村周辺において、同作戦機5機が低空飛行を行ったことを受け、①提供施設・区域外における訓練を実施しないこと、②平成11年1月14日に公表された日米合同委員会合意に規定された国際民間航空機関（ICAO）や日本の航空法における最低高度基準を遵守し、県民に不安を与えるような低空飛行を行わないこと、③今回低空飛行を行った航空機の飛行高度について、詳細な情報を明らかにすることを要請。
 2. 12 第3海兵遠征軍司令官に対し、令和3年1月31日に、那覇市において強制わいせつ事件が発生し、在沖米海兵隊員が被疑者として検挙されたことを受け、①隊員教育の徹底等、より一層の綱紀粛正を図ること、②リパティ制度の運用実態の検証を行い、その検証結果も踏まえた抜本的な再発防止策を早急に講じること。また、その内容を県民に公表すること、③被害者への謝罪とともに、県警による捜査への協力に万全を期すこと、④平成29年4月以降開催されていない「米軍人・軍属等による事件・事故防止のための協力ワーキングチーム（CWT）」の速やかな開催に協力することを要請。
 2. 17 沖縄防衛局長、外務省特命全権大使（沖縄担当）に対し、令和3年1月31日に、那覇市において強制わいせつ事件が発生し、在沖米海兵隊員が被疑者として検挙されたことを受け、①隊員教育の徹底等、より一層の綱紀粛正を図るよう米軍に働きかけること、②リパティ制度の運用実態の検証を行い、その検証結果も踏まえた抜本的な再発防止策を早急に講じ、また、その内容を県民に公表するよう米軍に働きかけること、③被害者への謝罪とともに、県警による捜査への協力に万全を期すよう米軍に働きかけること、④平成29年4月以降開催されていない「米軍人・軍属等による事件・事故防止のための協力ワーキングチーム（CWT）」を速やかに開催することを要請。
 2. 17 沖縄防衛局長、外務省特命全権大使（沖縄担当）に対し、令和3年2月4日に国頭村辺戸岬周辺において、米空軍第353特殊作戦群所属のMC-130J特殊作戦機が、低空飛行訓練を行ったことを受け、①提供施設・区域外における訓練を一切実施しないよう米軍に強く働きかけること、②平成11年1月14日に公表された日米合同委員会合意に規定された国際民間航空機関（ICAO）や日本の航空法における最低高度基準を遵守し、県民に不安を与えるような低空飛行を行わないよう米軍に働きかけること、③今回の米軍航空機の飛行高度について、詳細を分析の上、最低高度基準に抵触するか否かを明らかにすること、④米軍の演習・訓練等の諸活動の実施については、提供施設・区域内において行うことや航空法等の国内法を適用する旨を明記するなど、日米地位協定の抜本的な見直しを行うことを要請。
 2. 19 外務大臣、国土交通大臣、防衛大臣、沖縄及び北方対策担当大臣に対し、尖閣諸島周辺海域における安全確保等について要請。
 3. 18 在沖米国総領事に対し、令和3年1月31日に、那覇市において強制わいせつ事件が発生し、在沖米海兵隊員が被疑者として検挙されたことを受け、①隊員教育の徹底等、より一層の綱紀粛正を図るよう米軍に働きかけること、②リパティ制度の運用実態の検証を行い、その検証結果も踏まえた抜本的な再発防止策を早急に講じ、また、その内容を県民に公表するよう米軍に働きかけること、③被害者への謝罪とともに、県警による捜査への協力に万全を期すよう米軍に働きかけること、④平成29年4月以降開催されていない「米軍人・軍属等による事件・事故防止のための協力ワーキングチーム（CWT）」を速やかに開催することを要請。
 3. 18 在沖米国総領事に対し、令和3年2月4日に国頭村辺戸岬周辺において、米空軍第353特殊作戦群所属のMC-130J特殊作戦機が、低空飛行訓練を行ったことを受け、①提供施設・区域外における訓練を一切実施しないよう米軍に強く働きかけること、②平成11年1月14日に公表された日米合同委員会合意に規定された国際民間航空機関（ICAO）や日本の航空法における最低高度基準を遵守し、県民に不安を与えるような低空飛行を行わないよう米軍に働きかけること、③今回の米軍航空機の飛行高度について、詳細を分析の上、最低高度基準に抵触するか否かを明らかにすること、④米軍の演習・訓練等の諸活動の実施については、提供施設・区域内において行うことや航空法等の国内法を適用する旨を明記するなど、日米地位協定の抜本的な見直しを行うことを要請。
 3. 29 沖縄県軍用地転用促進・基地問題協議会は、在沖米国総領事、外務省沖縄事務所長、沖縄防衛局長に対し、令和3年1月31日に発生した、在沖米海兵隊員による強制わいせつ事件を受け、隊員教育の徹底等、より一層の綱紀粛正を図るよう米軍に働きかけることや、リパティ制度の運用実態の検証を行い、その検証結果も踏まえた抜本的な再発防止策を早急に講じ、また、その内容を県民に公表するよう米軍に働きかけること等を要請。
 3. 29 沖縄県軍用地転用促進・基地問題協議会は、在沖米国総領事、外務省沖縄事務所長、沖縄防衛局長に対し、昨年12月末から2月にかけて、座間味村周辺や渡嘉敷村周辺、国頭村辺戸岬周辺において、米空軍第353特殊作戦群所属のMC-130J特殊作戦機による低空飛行訓練が実施されていることを受け、提供施設外及び訓練区域外における訓練を一切実施しないよう米軍に強く働きかけること等を要請。
 4. 28 南西航空方面隊司令官に対し、令和3年2月26日に航空自衛隊那覇基地において、燃料保管施設に付設された消防配管から泡消火薬剤が漏出し、泡消火薬剤から発生した泡の一部が基地外へ飛散する事故を受け、①事故原因の究明、諸調査に関する結果等の迅速かつ正確な共有連携、実効性のある再発防止策の徹底及び汚染事故発生時の除去体制の構築、②水質汚濁防止法に基づく権限を有する那覇市が要請した内容の着実な実施、③PFOS等を含まない泡消火薬剤への早期の切り替えを要請。
 5. 14 沖縄防衛局長に対し、世界自然遺産登録に向けた北部訓練場跡地及び同訓練場における環境問題等への対応について要請。

5. 18 沖縄県軍用地転用促進・基地問題協議会は、在日米軍沖縄地域調整官に対し、令和3年1月31日に発生した、在沖米海兵隊員による強制わいせつ事件を受け、隊員教育の徹底等、より一層の綱紀肅正を図ることや、リバティ制度の運用実態の検証を行い、その検証結果も踏まえた抜本的な再発防止策を早急に講じ、また、その内容を県民に公表すること等を要請。
5. 18 沖縄県軍用地転用促進・基地問題協議会は、在日米軍沖縄地域調整官に対し、昨年12月末から2月にかけて、座間味村周辺や渡嘉敷村周辺、国頭村辺戸岬周辺において、米空軍第353特殊作戦群所属のMC-130J特殊作戦機による低空飛行訓練が実施されていることを受け、提供施設外及び訓練区域外における訓練を一切実施しないこと等を要請。
5. 27 内閣総理大臣及び駐日米国臨時代理大使に対し、本土復帰50年に向けた在沖米軍基地の整理・縮小について要請。
6. 8 沖縄防衛局長、外務省特命全権大使（沖縄担当）に対し、令和3年6月2日に、在沖海兵隊第1海兵航空団所属の米軍機UH-1Yヘリコプター1機が、津堅島の民間の畑に不時着した事故を受け、①事故原因の究明がなされるまで同機種種の飛行を中止するとともに、事故原因の徹底した究明とその早期の公表を行うこと、②事故発生時の正確な情報を迅速に提供するとともに、再発防止措置を含むより一層の安全管理の徹底を図ること、③航空機騒音規制措置の厳格な運用を図ること、④普天間飛行場の速やかな運用停止を含む一日も早い危険性の除去及び早期閉鎖・返還を図ることを要請。
6. 9 第3海兵遠征軍司令官に対し、令和3年6月2日に、在沖海兵隊第1海兵航空団所属の米軍機UH-1Yヘリコプター1機が、津堅島の民間の畑に不時着した事故を受け、①事故原因の究明がなされるまで同機種種の飛行を中止するとともに、事故原因の徹底した究明とその早期の公表を行うこと、②事故発生時の正確な情報を迅速に提供するとともに、再発防止措置を含むより一層の安全管理の徹底を図ること、③航空機騒音規制措置の厳格な運用を図ること、④普天間飛行場の速やかな運用停止を含む一日も早い危険性の除去及び早期閉鎖・返還を図ることを要請。
6. 10 在沖米国総領事に対し、令和3年6月2日に、在沖海兵隊第1海兵航空団所属の米軍機UH-1Yヘリコプター1機が、津堅島の民間の畑に不時着した事故を受け、①事故原因の究明がなされるまで同機種種の飛行を中止するとともに、事故原因の徹底した究明とその早期の公表を行うこと、②事故発生時の正確な情報を迅速に提供するとともに、再発防止措置を含むより一層の安全管理の徹底を図ること、③航空機騒音規制措置の厳格な運用を図ること、④普天間飛行場の速やかな運用停止を含む一日も早い危険性の除去及び早期閉鎖・返還を図ることを要請。
6. 17 沖縄防衛局長、外務省特命全権大使（沖縄担当）に対し、令和3年6月10日に、陸軍貯油施設において、既に使用を中止した地上の貯水槽の蓋が劣化し雨水が流入したことにより、PFOS等を含む水が基地外の排水溝に漏出する事故が発生したことが判明したことを受け、①事故原因の詳細について早期に公表し、実効性のある再発防止策を徹底するとともに、汚染事故発生時の除去体制を構築すること、②県による基地内への立入調査（貯水槽内採水を含む。）を許可するとともに、米軍や国によるPFOS等に関する環境調査を実施し、その結果を速やかに公表すること、③「在日米軍に係る事件・事故発生時における通報手続」に基づき、事故発生時の県等への迅速かつ正確な情報提供を行うこと、④在沖米軍基地において、PFOS等を含まない泡消火薬剤への早期の切り替えを実施するとともに、PFOS等の保管状況を調査し速やかに撤去することを要請。
6. 18 第10地域支援群司令官に対し、令和3年6月10日に、陸軍貯油施設において、既に使用を中止した地上の貯水槽の蓋が劣化し雨水が流入したことにより、PFOS等を含む水が基地外の排水溝に漏出する事故が発生したことが判明したことを受け、①事故原因の詳細について早期に公表し、実効性のある再発防止策を徹底するとともに、汚染事故発生時の除去体制を構築すること、②県による基地内への立入調査（貯水槽内採水を含む。）を許可するとともに、米軍や国によるPFOS等に関する環境調査を実施し、その結果を速やかに公表すること、③「在日米軍に係る事件・事故発生時における通報手続」に基づき、事故発生時の県等への迅速かつ正確な情報提供を行うこと、④在沖陸軍基地において、PFOS等を含まない泡消火薬剤への早期の切り替えを実施するとともに、PFOS等の保管状況を調査し速やかに撤去することを要請。
6. 22 在沖米国総領事に対し、令和3年6月10日に、陸軍貯油施設において、既に使用を中止した地上の貯水槽の蓋が劣化し雨水が流入したことにより、PFOS等を含む水が基地外の排水溝に漏出する事故が発生したことが判明したことを受け、①事故原因の詳細について早期に公表し、実効性のある再発防止策を徹底するとともに、汚染事故発生時の除去体制を構築すること、②県による基地内への立入調査（貯水槽内採水を含む。）を許可するとともに、米軍や国によるPFOS等に関する環境調査を実施し、その結果を速やかに公表すること、③「在日米軍に係る事件・事故発生時における通報手続」に基づき、事故発生時の県等への迅速かつ正確な情報提供を行うこと、④在沖米軍基地において、PFOS等を含まない泡消火薬剤への早期の切り替えを実施するとともに、PFOS等の保管状況を調査し速やかに撤去することを要請。
7. 21 沖縄防衛局長、外務省特命全権大使（沖縄担当）に対し、令和3年7月13日に発生した渡名喜島沖におけるCH-53Eヘリコプターからの軍用コンテナ落下事故を受け、事故原因の徹底した究明とその早期の公表を行うことや事故原因の究明がなされるまで全ての吊り下げによる訓練及び輸送を中止すること、提供施設・区域外における吊り下げによる訓練及び輸送を中止することを米軍に働きかけるよう求めるとともに、普天間飛行場の速やかな運用停止を含む一日も早い危険性の除去及び早期閉鎖・返還を図ること等を要請。
7. 27 第3海兵遠征軍司令官に対し、令和3年7月13日に発生した渡名喜島沖におけるCH-53Eヘリコプターからの軍用コンテナ落下事故を受け、事故原因の徹底した究明とその早期の公表を行うことや事故原因の究明がなされるまで全ての吊り下げによる訓練及び輸送を中止すること、提供施設・区域外における吊り下げによる訓練及び輸送を中止することを求めるとともに、普天間飛行場の速やかな運用停止を含む一日も早い危険性の除去及び早期閉鎖・返還を図ること等を要請。
7. 30 在沖米国総領事に対し、令和3年7月13日に発生した渡名喜島沖におけるCH-53Eヘリコプターからの軍用コンテナ落下事故を受け、事故原因の徹底した究明とその早期の公表を行うことや事故原因の究明がなされるまで全ての吊り下げによる訓練及び輸送を中止すること、提供施設・区域外における吊り下げによる訓練及び輸送を中止することを米軍に働きかけるよう求めるとともに、普天間飛行場の速やかな運用停止を含む一日も早い危険性の除去及び早期閉鎖・返還を図ること等を要請。
8. 6 沖縄防衛局長、外務省特命全権大使（沖縄担当）に対し、令和3年4月17日、沖縄本島中部の路上において強制性

交等未遂事件が発生し、7月30日に在沖米空軍軍属が被疑者として検挙されたことを受け、軍属を含めた在沖米軍の教育や管理を徹底し、より実効性のある再発防止策を早急に講じその内容を県民に公表すること、日米地位協定の対象者である軍属等に対してもリパティ制度を適用すること、被害者への謝罪とともに、県警察による捜査への協力に万全を期すこと等について米軍に働きかけることを要請。

- 8.19 沖縄防衛局長、外務省特命全権大使（沖縄担当）に対し、令和3年8月12日、在沖米海兵隊第1海兵航空団所属のMV-22Bオスプレイから、重さ約1.8キログラムのパネル及びフェアリングと呼ばれる覆いの一部が落下する事故が発生したことを受け、事故原因の究明がなされるまで同機種の飛行を中止するとともに、事故原因の徹底した究明とその早期の公表を行うこと、事故発生時の正確な情報を迅速に提供するとともに、再発防止措置を含むより一層の安全管理の徹底を図ること、オスプレイの配備を撤回すること等を要請。
- 8.25 第3海兵遠征軍司令官に対し、令和3年8月12日、在沖米海兵隊第1海兵航空団所属のMV-22Bオスプレイから、重さ約1.8キログラムのパネル及びフェアリングと呼ばれる覆いの一部が落下する事故が発生したことを受け、事故原因の究明がなされるまで同機種の飛行を中止するとともに、事故原因の徹底した究明とその早期の公表を行うこと、事故発生時の正確な情報を迅速に提供するとともに、再発防止措置を含むより一層の安全管理の徹底を図ること、オスプレイの配備を撤回すること等を要請。
- 8.26 在沖米国総領事に対し、令和3年8月12日、在沖米海兵隊第1海兵航空団所属のMV-22Bオスプレイから、重さ約1.8キログラムのパネル及びフェアリングと呼ばれる覆いの一部が落下する事故が発生したことを受け、事故原因の究明がなされるまで同機種の飛行を中止するとともに、事故原因の徹底した究明とその早期の公表を行うこと、事故発生時の正確な情報を迅速に提供するとともに、再発防止措置を含むより一層の安全管理の徹底を図ること、オスプレイの配備を撤回すること等を要請。
- 8.26 在沖米国総領事に対し、令和3年4月17日、沖縄本島中部の路上において強制性交等未遂事件が発生し、7月30日に在沖米空軍軍属が被疑者として検挙されたことを受け、軍属を含めた在沖米軍の教育や管理を徹底し、より実効性のある再発防止策を早急に講じその内容を県民に公表すること、日米地位協定の対象者である軍属等に対してもリパティ制度を適用すること、被害者への謝罪とともに、県警察による捜査への協力に万全を期すこと等について米軍に働きかけることを要請。
- 9.2 沖縄防衛局長に対し、令和3年8月26日、在沖米海兵隊がPFAS排水処理システムで処理された水を公共の下水道を通して放出したことを受け、普天間飛行場をはじめとする在沖米軍施設で保管するPFOS等を含有する水については、今後米軍施設外への放出を一切行わず、米軍の責任で焼却処理すること等を要請。
- 9.3 在日米軍沖縄地域調整官及びAAFES太平洋管区本部司令官代理に対し、令和3年4月17日、沖縄本島中部の路上において強制性交等未遂事件が発生し、7月30日に在沖米空軍軍属が被疑者として検挙されたことを受け、軍属を含めた在沖米軍の教育や管理を徹底し、より実効性のある再発防止策を早急に講じその内容を県民に公表すること、日米地位協定の対象者である軍属等に対してもリパティ制度を適用すること、被害者への謝罪とともに、県警察による捜査への協力に万全を期すこと等を要請。
- 9.6 外務省特命全権大使（沖縄担当）、在沖米国総領事、在日米軍沖縄地域調整官に対し、令和3年8月26日、在沖米海兵隊がPFAS排水処理システムで処理された水を公共の下水道を通して放出したことを受け、普天間飛行場をはじめとする在沖米軍施設で保管するPFOS等を含有する水については、今後米軍施設外への放出を一切行わず、米軍の責任で焼却処理すること等を要請。
- 9.14 環境省沖縄奄美自然環境事務所長に対し、令和3年8月26日、在沖米海兵隊がPFAS排水処理システムで処理された水を公共の下水道を通して放出したことを受け、普天間飛行場をはじめとする在沖米軍施設で保管するPFOS等を含有する水については、今後米軍施設外への放出を一切行わず、米軍の責任で焼却処理すること等を要請。
- 11.26 沖縄防衛局長及び外務省特命全権大使（沖縄担当）に対し、令和3年11月19日から25日にかけて、那覇港湾施設に米軍のオスプレイ等が飛来及び船舶から陸揚げされたことを受け、今後、同施設において航空機の離着陸を一切行わないよう米軍に働きかけることや、オスプレイの配備撤回等を要請。
- 11.26 沖縄防衛局長及び外務省特命全権大使（沖縄担当）に対し、令和3年11月23日に、宜野湾市の住宅街に在沖米海兵隊第1海兵航空団所属のMV-22オスプレイから水筒が落下する事故が発生したことを受け、事故原因の究明がなされるまで同機種の飛行を中止するとともに、事故原因の徹底した究明とその早期の公表を行うことを米軍に働きかけるよう求めるとともに、オスプレイの配備撤回等を要請。
- 12.2 第3海兵遠征軍司令官に対し、令和3年11月23日に、宜野湾市の住宅街に在沖米海兵隊第1海兵航空団所属のMV-22オスプレイから水筒が落下する事故が発生したことを受け、事故原因の究明がなされるまで同機種の飛行を中止するとともに、事故原因の徹底した究明とその早期の公表を行うことやオスプレイの配備撤回等を要請。
- 12.17 在沖米国総領事に対し、令和3年11月23日に、宜野湾市の住宅街に在沖米海兵隊第1海兵航空団所属のMV-22オスプレイから水筒が落下する事故が発生したことを受け、事故原因の究明がなされるまで同機種の飛行を中止するとともに、事故原因の徹底した究明とその早期の公表を行うことを米軍に働きかけるよう求めるとともに、オスプレイの配備撤回等を要請。
- 12.17 沖縄防衛局長及び外務省特命全権大使（沖縄担当）に対し、令和3年11月19日から25日にかけて、那覇港湾施設に米軍のオスプレイ等が飛来及び船舶から陸揚げされその後離陸したことを受け、5.15メモを厳格に運用し、今後同施設において航空機の離着陸を一切行わないよう米軍に働きかけることや、オスプレイの配備撤回等を要請。
- 12.23 沖縄県軍用地転用促進・基地問題協議会は、内閣総理大臣、内閣官房長官、外務大臣、防衛大臣、内閣府特命担当大臣（沖縄担当）、駐日米国大使（駐日米国臨時代理大使）、在日米軍司令官、自民党幹事長、公明党代表に対し、基地から派生する諸問題の解決促進を要請するとともに、在沖米軍における新型コロナウイルス感染症対策について要請。

令和4年（2022年）

- 1.20 内閣官房長官、外務大臣、防衛大臣、駐日米国臨時代理大使、在日米軍司令官に対し、キャンプ・ハンセンからオミクロン株の市中感染が広がったものと推測されることを受け、在沖米軍における更なる新型コロナウイルス感染症対策を要請。

1. 31 外務省特命全権大使（沖縄担当）に対し、令和4年1月31日をもって、在日米軍施設・区域外における在日米軍関係者の行動を必要不可欠な活動のみに制限する措置及び夜間外出禁止の措置について解除したことを受け、在沖米軍基地に勤務する全ての軍人等の基地外への外出制限期間を感染拡大が収束するまで延長することを米側に働きかけること等、在沖米軍における更なる新型コロナウイルス感染症対策を要請。
2. 15 沖縄防衛局長及び外務省特命全権大使（沖縄担当）に対し、令和4年2月8日から13日までの間、第三海兵遠征軍が那覇港湾施設においてMV-22オスプレイ及びCH-53ヘリコプターを離着陸させる訓練等を実施したことを受け、いわゆる「5.15メモ」に記載されている使用主目的に沿って厳格に運用を行い、今後、航空機の離着陸や訓練を一切行わないよう米軍に働きかけること等を要請。
6. 3 沖縄防衛局長及び外務省特命全権大使（沖縄担当）に対し、令和4年5月30日に、米海軍第5航空団に所属するFA-18が投棄した燃料タンクが東村の海岸に漂着し、引き上げられる事案が発生したことを受け、地元自治体等へ連絡がなかったことについて、強く抗議するとともに、今後、在沖米軍か否かにかかわらず県民の生命財産を脅かし、または脅かすおそれのある事案が発生した場合は、速やかに地元自治体に通報・連絡する体制を構築するようことを要請。
6. 13 在日米海軍司令官に対し、令和4年5月30日に、米海軍第5航空団に所属するFA-18が投棄した燃料タンクが東村の海岸に漂着し、引き上げられる事案が発生したことを受け、地元自治体等へ連絡がなかったことについて、強く抗議するとともに、今後、在沖米軍か否かにかかわらず県民の生命財産を脅かし、または脅かすおそれのある事案が発生した場合は、速やかに地元自治体に通報・連絡する体制を構築するようことを要請。
6. 15 沖縄防衛局長及び外務省特命全権大使（沖縄担当）に対し、令和4年6月6日、那覇港湾施設に普天間飛行場所属のMV-22オスプレイ3機が飛来したことを受け、今後、同施設において、いわゆる「5.15メモ」に記載されている使用主目的に沿って厳格に運用を行い、今後、現有の那覇港湾施設及び代替施設において、航空機の離着陸を一切行わないよう米軍に働きかけることや、オスプレイの配備撤回等を要請。
6. 29 沖縄防衛局長及び外務省特命全権大使（沖縄担当）に対し、令和4年6月6日、那覇港湾施設に普天間飛行場所属のMV-22オスプレイ3機が飛来したことを受け、今後、同施設において、いわゆる「5.15メモ」に記載されている使用主目的に沿って厳格に運用を行い、今後、現有の那覇港湾施設及び代替施設において、航空機の離着陸を一切行わないよう米軍に働きかけることや、オスプレイの配備撤回等を要請。
6. 29 在沖米国総領事に対し、令和4年6月6日、那覇港湾施設に普天間飛行場所属のMV-22オスプレイ3機が飛来したことを受け、今後、同施設において、いわゆる「5.15メモ」に記載されている使用主目的に沿って厳格に運用を行い、今後、現有の那覇港湾施設及び代替施設において、航空機の離着陸を一切行わないよう米軍に働きかけることや、オスプレイの配備撤回等を要請。
8. 10 内閣総理大臣、内閣官房長官、外務大臣、防衛大臣、農林水産大臣に対し、令和4年8月4日に中国が9発の弾道ミサイルを発射し、そのうちの5発が波照間島南西の日本の排他的経済水域に落下したことが推定されると発表されたことを受け、県民の生命・財産の安全を脅かす危険な軍事訓練を沖縄県周辺海域で今後行わないよう、日本政府から中国政府に強く申し入れること等を要請。
8. 30 沖縄防衛局長及び外務省特命全権大使（沖縄担当）に対し、令和4年5月25日、第18航空団司令官から嘉手納町長に対し、北側滑走路付近に設置されている防錆整備格納庫をパパーループの住宅地側の区画に規模を拡大しているとの説明があったことを受け、地元の嘉手納町が反対するパパーループへの防錆整備格納庫移設計画を即時撤回すること等を要請。
9. 14 第18航空団司令官及び在沖米国総領事に対し、令和4年5月25日、第18航空団司令官から嘉手納町長に対し、北側滑走路付近に設置されている防錆整備格納庫をパパーループの住宅地側の区画に規模を拡大しているとの説明があったことを受け、地元の嘉手納町が反対するパパーループへの防錆整備格納庫移設計画を即時撤回すること等を要請。
11. 14 沖縄防衛局長及び外務省特命全権大使（沖縄担当）に対し、令和4年11月9日、那覇港湾施設に陸揚げされていたMV-22オスプレイ3機が普天間飛行場に向けて飛来したことを受け、今後、同施設において、いわゆる「5.15メモ」に記載されている使用主目的に沿って厳格に運用を行い、今後、現有の那覇港湾施設及び代替施設において、航空機の離着陸を一切行わないよう米軍に働きかけることや、オスプレイの配備撤回等を要請。

令和5年（2023年）

3. 29 沖縄防衛局長及び外務省特命全権大使（沖縄担当）に対し、令和5年3月18日、MV-22オスプレイ1機が那覇港湾施設に陸揚げされ、同月20日、同施設から普天間飛行場に向けて飛来したことを受け、今後、同施設において、いわゆる「5.15メモ」に記載されている使用主目的に沿って厳格に運用を行い、今後、現有の那覇港湾施設及び代替施設において、航空機の離着陸を一切行わないよう米軍に働きかけることや、オスプレイの配備撤回等を要請。
6. 9 内閣総理大臣、内閣官房長官、防衛大臣、外務大臣に対し、嘉手納飛行場における昼夜を問わないエンジン調整や訓練、外来機の度重なる飛来等、負担軽減と逆行すると言わざるを得ない状況の中、令和4年11月から始まった嘉手納飛行場のF-15戦闘機の退役に伴うF-22戦闘機等の暫定配備が始まったことを受け、嘉手納飛行場への外来機の飛来制限を実施することや、航空機騒音規制措置の厳格な運用等を要請。
6. 9 内閣総理大臣、内閣官房長官、防衛大臣、外務大臣に対し、令和4年に沖縄県が本土復帰50年という大きな節目を迎えたにも関わらず、依然として全国の米軍専用施設面積の70.3パーセントが集中し続けており、県民が大きな基地負担を背負い続けている現状をふまえ、在沖米軍基地の更なる整理・縮小を進めることや、「在沖海兵隊の段階的な整理・縮小等、当面は在日米軍専用施設面積の50パーセント以下を目指す」とする具体的な数値目標を日米両政府において設定し、実現すること等、米軍基地負担の軽減を要請。
6. 9 内閣総理大臣、内閣官房長官、防衛大臣に対し、令和4年12月16日に閣議決定された、いわゆる安保関連3文書の改訂を受け、同内容について本県に関連する可能性がある事項、本県における今後の自衛隊配備の予定及び検討状況等について、地元の十分な理解が得られるよう、事前に丁寧に説明を行うことや、今後本県における自衛隊の配備は、在沖米軍基地の整理縮小とあわせて検討すること等を要請。